

佐賀県告示第420号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、八丁ダム鳥獣保護区、加唐島鳥獣保護区、松島鳥獣保護区及び小川島鳥獣保護区の存続期間を更新するので、鳥獣保護区の設定（平成10年佐賀県告示第591号）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>小城市小城町八丁地区生活環境保全林区域内（<u>小城市小城町の県道天山公園線に接する八丁ダム管理道を南へ300メートル進み遊歩道と接する地点を起点とし、同遊歩道を東に進み芝生広場を経て北へ進み作業道八丁線との交点に至り、同作業道を北へ進み八丁キャンプ場入口に至り、同所から遊歩道を北西に進み生活環境保全林内管理道の終点に至り、同管理道を始点側に進み八丁ダム管理道との交点に至り、同管理道を南へ進み公団造林地内作業道との交点に至り、同作業道を東へ進み終点の展望所の頂上に至り、同所から北西に150メートル進み八丁ダム放水路に至り、同放水路を北西に進み八丁ダム管理道との交点に至り、同管理道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域</u>）</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成21年2月20日から平成30年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護</u></p>	<p>その(1)</p> <p>1 略</p> <p>2 区域</p> <p>小城市小城町八丁地区生活環境保全林区域内（<u>同市小城町の県道天山公園線に接する八丁ダム管理道を南へ300メートル進み遊歩道と接する地点を起点とし、同遊歩道を東に進み芝生広場を経て北へ進み作業道八丁線との交点に至り、同作業道を北へ進み八丁キャンプ場入口に至り、同所から遊歩道を北西に進み生活環境保全林内管理道の終点に至り、同管理道を始点側に進み八丁ダム管理道との交点に至り、同管理道を南へ進み公団造林地内作業道との交点に至り、同作業道を東へ進み終点の展望所の頂上に至り、同所から北西に150メートル進み八丁ダム放水路に至り、同放水路を北西に進み同管理道との交点に至り、同管理道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域</u>）</p> <p>3 存続期間</p> <p><u>平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</u></p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するた</u></p>

改正前	改正後
<p><u>区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(2)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成21年2月20日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(3)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成21年2月20日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p><u>め、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(2)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(3)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正前	改正後
<p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(4)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成21年2月20日から平成30年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に鳥獣保護区の標識を設置し、鳥獣保護区であることの周知を図り、県担当職員や鳥獣保護員が、随時鳥獣保護区内を巡視する等して鳥獣保護区の管理にあたる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>有害鳥獣捕獲制度及び特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p>	<p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p> <p>その(4)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 存続期間 平成30年11月1日から平成40年10月31日まで</p> <p>4 保護に関する指針</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 鳥獣保護区の管理方針</p> <p><u>区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や鳥獣保護管理員が随時巡視する等して区域の管理に当たる。</u></p> <p>また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、<u>鳥獣保護管理事業計画又は第2種特定鳥獣管理計画に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。</u></p>